

令和4年12月

政府は、コロナ禍で少子化がさらに進行している状況を鑑みて、緊急的に「子育て世帯への臨時特別給付」を行うと同時に、次年度以降「出産育児一時金の大幅増額」も行う方針を決めました。今回はこうした状況についてご紹介いたします。

**子育て世帯への臨時特別給付**

令和3年11月の閣議決定において、「子育て世帯への臨時特別給付」として、子供1人当たり5万円の現金を迅速に支給し、その後に子供1人当たり5万円相当のクーポン給付を行う方針が示されていきました。18歳以下の子供1人当たり10万円相当を支給する内容で、自治体で育児用品などと引き換えることができるクーポンを発行するか、現金を支給するかは判断してもらう方向でした。しかし、首相が令和4年12月に国会で「地域の実情に応じて、年内からでも現金10万円を一括給付する形も選択肢に加える」と表明し、クーポン支給の原則が事実上撤回されたような流れになっています。

**子育て世帯への臨時特別給付**

- 新型コロナウイルス感染症が長期化しその影響が様々な人々に及ぶ中、子育て世帯については、我が国の子供たちを力強く支援し、その未来を拓く観点から、児童を養育している者の年収が960万円以上(注1)の世帯を除き、0歳から高校3年生までの子供たち(注2)に1人当たり10万円相当の給付を行う。

(注1) 扶養親族等が児童2人と年収103万円以下の配偶者の場合の目安。

(注2) 平成15年4月2日から令和4年3月31日までの間に出生した児童。

- 自治体が地域の実情に応じて以下から選択し、実施。
  - ① 先行給付金（5万円）と追加給付金（5万円）の組合せ
  - ② 先行給付金（5万円）とクーポン給付（5万円相当）の組合せ
  - ③ 一括給付金（10万円）
- 離婚等したことにより給付金を受け取れていない方向けの支援給付金（10万円限度）の支給を行う。

	5万円の先行給付金	5万円相当の追加給付	
		5万円の追加給付金	5万円相当のクーポン給付
給付時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中学生以下の子供については、予備費を措置し、年内に支給を開始。高校生等についても可能な限り速やかに支給を開始。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の実情に応じ、適切な時期に支給を開始。</li> </ul> ※先行給付金及び追加給付金を一括して支給することも可	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和4年春の卒業・入学・新学期に向けた適切な時期に支給を開始。</li> </ul>
実施主体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町村（特別区を含む）</li> </ul>		
予算額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和3年度新型コロナウイルス感染症対策予備費：7,311億円</li> <li>・ 令和3年度第1次補正予算：12,162億円</li> </ul>		

上記の先行給付金（5万円）については、原則として「プッシュ型」支給です。公務員世帯や子供が高校生であるなど、一部の申請が必要な方を除いて申請不要です。

また、妊娠中や0～2歳の子育て支援の充実に向けて、政府は令和5年1月1日以降に生まれた子供1人あたり10万円分のクーポンを配る事業を始める方針も決めました。妊娠届と出生届を出した後、それぞれ5万円分ずつ渡します。所得制限は設けず、自治体の判断で現金の支給もできるようにします。

#### 出産クーポン（子育てクーポン）の事例：対象者と給付額・条件

給付額	妊娠届後、子ども1人あたり5万円（令和5（2023）年1月以降に出産の場合） 出生届後、子ども1人あたり5万円（令和4（2022）年4～12月に出産の場合）
給付開始時期	令和5（2023）年1月頃を予定（自治体による）
給付形態	クーポン（自治体の判断で現金も可能）
給付対象	令和4（2022）年4月～12月生まれ ⇒ 出生届で5万円支給 令和5（2023）年1月以降に誕生 ⇒ 妊娠届で5万円＋出生届で5万円の計10万円支給
利用可能年齢	0歳～2歳児 ※妊娠中から生まれた子どもが3歳になるまで使用できる
所得制限	なし
給付条件	保育園に通っていないことなどを条件とする可能性あり

#### 出産育児一時金の大幅増額

子供が生まれたときに支給される「出産育児一時金」について、現在は健康保険・国民健康保険ともに原則として42万円（産科医療補償制度対象の場合）ですが、これを令和5（2023）年4月から50万円に引き上げる予定で、大幅な増額を目指しています。

一連の医療保険制度改革が厚生労働省の社会保障審議会です承されており、8万円の引き上げは、制度創設以来最大となります。

#### <個別相談の実施>

次世代法に関する「行動計画の策定・届出」「認定・認証の取得」などについて、ご要望をいただければ、次世代育成支援対策推進員（特定社会保険労務士）がお伺いして個別相談にお応えいたします。お気軽にご連絡ください。

神奈川県経営者協会 TEL 045-671-7060